

介護保険関連の申請における個人番号(マイナンバー)の取扱いについて

平成28年1月より介護保険関係業務の個人番号利用開始に伴い、要介護・要支援認定申請書などの介護保険関連の申請書に個人番号記載欄が設けられました。個人番号の記載がなくても申請はできますが、適切な個人番号収集のため、個人番号の記載と個人番号確認及び身元確認にご協力をお願いします。

個人番号記載欄がある申請書の提出方法

① 申請書に個人番号を記載する場合

個人番号確認書類などの必要書類をご提示の上、提出してください。郵送の場合は写しの添付をお願いします。個人番号確認書類が提示出来ない場合は、個人番号は記載しないでください。

② 申請書に個人番号を記載しない場合

被保険者本人が認知症等で意思表示能力が著しく低下しているなど、個人番号の記載や個人番号確認書類の提示が困難な場合には、個人番号の欄は空欄のままご提出ください。申請時に必要な本人確認書類を確認の上、職員が個人番号を検索します。

申請時の必要書類について

【注意！】個人番号などが使用者に見えないように、申請書と(1)(2)(3)は封筒に入れてください。

- (1) 被保険者本人の個人番号確認書類の写し(いずれか1点)
個人番号カード(両面)、通知カード(記載事項に変更がないもの、または正しく変更手続きがとられたもの)、個人番号が記載された住民票の写しなど
- (2) 申請者の身元確認書類の写し((ア)か(イ)のいずれか)
 - (ア) 顔写真のある身分証明書類1点
例:介護支援専門員証、個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳など
 - (イ) 顔写真のない身分証明書類2点
例:介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、国民健康保険被保険者証、医療保険証、年金手帳、その他本人に対し一に限り発行されている書類
- (3) 代理権確認書類※
委任状(郵送の場合も原本をご同封ください。)
※代理権確認書類の準備が困難な場合には、(2)の(ア)又は(イ)の写しでも可。

(要介護認定申請に関して)

・申請の提出代行が認められている事業所の場合は、申請書の提出代行者欄に事業所の名称が記載されていることで(2)および(3)を省略可。

・申請の提出代行が認められていない事業所の場合は、(2)の代わりに窓口に来る事業所の方の身元確認でも可。

【問い合わせ先】 多摩市役所 健康福祉部 介護保険課 電話:042-338-6907